

第 1 章

計画の基本的事項

計画策定の趣旨、計画の目的、計画の目標、計画の位置づけ等、本庄市環境基本計画の基本的な事項を明らかにします。

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の目的
- 3 計画の対象範囲
- 4 計画の目標年度
- 5 計画の位置づけ



1. 計画策定の趣旨

(1) 策定の背景

本庄市（以下「本市」という。）では、環境の保全と創造に関する基本理念を定め、環境に関する取組の基本的な方向性を示した本庄市環境基本条例（以下「環境基本条例」という。）を平成 18 年（2006 年）1 月に制定しています。

平成 30 年（2018 年）3 月には、環境基本条例が掲げる環境の保全と創造に関する基本理念に基づき、市、市民及び事業者が行う環境に関する取組の方向性を定めた「本庄市環境基本計画」を策定し、これまで取組を進めてきました。

その中では、埼玉県や早稲田大学との相互連携の下、市域の環境づくりや環境教育・環境学習を進めるなど、市域の環境保全に努めてきました。

これら取組の一方で、計画の策定から 5 年が経過し、環境行政を取り巻く状況が大きく変化しています。令和 3 年（2021 年）11 月の国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議（COP26）では、世界の平均気温の上昇を 1.5℃に抑える努力を追求することを決意すると成果文書が採択されました。日本でも令和 12 年度（2030 年度）に向けた新たな温室効果ガス※削減目標が掲げられ、各自治体でも地球温暖化防止に向けた温室効果ガス※排出量の削減が求められています。

こうしたことから、本市を取り巻く環境の状況、社会情勢の変化及び計画の 5 年間の進捗状況や課題を整理し、本市の環境の保全と創造に関する基本理念の具体化に向けて、「本庄市環境基本計画（中間見直し）」を策定しました。

本計画の取組により、地域の環境の快適さや豊かさを向上させることで、市民の地元への誇りや愛着を形成し、地域の活性化を図ります。

本庄市環境基本条例が掲げる 3 つの基本理念

1. 良好な環境の維持

現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、将来にわたって維持されるように適切に推進されなければならない。

2. 循環型社会の形成

人と自然が共生する中で環境への負荷を低減し、持続的に発展できる循環型社会※が形成されるように、市、事業者及び市民の公平な役割分担の下に協力して積極的に推進されなければならない。

3. 地球環境の保全

地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることに鑑み、全ての者が地球環境の保全を自らの課題と認識し、全ての活動において推進されなければならない。

*「※」の付いた用語は、資料編の用語解説に掲載します。

(2) 環境行政の動向

<国及び県における取組>

前計画を策定した平成19年度(2007年度)以降、私たちの周囲を取り巻く環境は日々変化しており、新たな問題や重点的に取り組むべき課題への対応が求められています。

国や埼玉県では、これらの問題や課題に対応するため、新たな法整備や計画を策定し、環境問題への取組を進めています。

国及び県における環境行政の動向

年度	国の動き	埼玉県の動き
平成19年度 (2007年度)	<ul style="list-style-type: none"> ●エコツアーリズム推進法 制定 ●第3次生物多様性国家戦略 閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ●埼玉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画 策定 ●第2次ごみ処理広域計画 策定 ●生物多様性戦略 策定
平成20年度 (2008年度)	<ul style="list-style-type: none"> ●京都議定書第一約束期間 開始 ●生物多様性基本法 公布 ●地球温暖化対策の推進に関する法律 改定 ●第34回主要国首脳会議(洞爺湖サミット)開催 ●特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令 改正 	<ul style="list-style-type: none"> ●みどりと川の再生推進本部 設置 ●生活環境保全条例施行規則 改正 ●水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定 告示 ●「ストップ温暖化・さいたまナビゲーション」策定 ●石綿の除去工事に係る事前周知と相互理解の推進に関する指針 策定 ●地球温暖化対策推進条例 制定
平成21年度 (2009年度)	<ul style="list-style-type: none"> ●土壌汚染対策法 改正 ●微小粒子状物質(PM2.5)による大気汚染に係る環境基準 告示 ●水質汚濁に係る環境基準 改定 ●地下水の水質汚濁に係る環境基準 改定 	<ul style="list-style-type: none"> ●地球温暖化対策推進条例に基づく自動車地球温暖化対策実施方針制度 開始 ●地球温暖化対策推進条例に基づく建築物環境配慮制度 開始 ●まちのエコ・オアシス保全地(ムサシトミヨ生息地周辺緑地)取得
平成22年度 (2010年度)	<ul style="list-style-type: none"> ●大気汚染防止法 改正 ●水質汚濁防止法 改正 ●廃棄物の処理及び清掃に関する法律 改正 ●東日本大震災による福島県第一原子力発電所事故 発生 	<ul style="list-style-type: none"> ●地球温暖化対策推進条例に基づく地球温暖化対策計画制度 開始 ●第6期県分別収集促進計画 策定 ●埼玉県が経済産業省の進めるEV・PHVタウンとして選定 ●埼玉県生活排水処理施設推進委員会 設置 ●埼玉県生活排水処理施設整備構想 改定 ●埼玉県EV・PHVタウン推進アクションプラン 策定 ●埼玉県生活環境保全条例 改正 ●第7次廃棄物処理基本計画 策定 ●ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例 改正
平成23年度 (2011年度)	<ul style="list-style-type: none"> ●環境影響評価法 改正 ●水質汚濁防止法 改正 ●環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律 公布 ●平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境汚染への対処に関する特別措置法 公布 ●電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 公布 ●東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法 公布 	<ul style="list-style-type: none"> ●目標設定型排出量取引制度 導入 ●化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画(第7次)策定 ●埼玉県公害防止計画(第9期)策定 ●埼玉県生活環境保全条例 改正

国及び県における環境行政の動向

年 度	国の動き	埼玉県の動き
平成 24 年度 (2012 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ●第 4 次環境基本計画 閣議決定 ●水質汚濁に係る環境基準 改定 ●使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 公布 ●原子力規制委員会 設置 	<ul style="list-style-type: none"> ●埼玉エコタウンプロジェクトモデル市に 本庄市、東松山市 選定 ●環境基本計画(第 4 次) 策定 ●埼玉県広域緑地計画 改定 ●埼玉県環境影響評価条例 改正 ●埼玉県環境影響評価条例施行規則 改正 ●微小粒子状物質(PM2.5)に係る注意喚起要綱 策定
平成 25 年度 (2013 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ●地球温暖化対策の推進に関する法律 改正 ●放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律 公布 ●大気汚染防止法 改正 	<ul style="list-style-type: none"> ●自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子物質総量削減計画 策定 ●埼玉県次世代自動車充電インフラ整備ビジョン 策定 ●第 7 期県分別収集促進計画 策定 ●微小粒子状物質(PM2.5)に係る注意喚起要綱 改正
平成 26 年度 (2014 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ●エネルギー基本計画 閣議決定 ●水循環基本法 公布 ●雨水の利用の推進に関する法律 公布 ●鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 改正 	<ul style="list-style-type: none"> ●埼玉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画 改定 ●石綿の除去工事に係る事前周知と相互理解の促進に関する指針 改定 ●特定化学物質管理指針 改定 ●「ストップ温暖化・さいたまナビゲーション 2050」改定
平成 27 年度 (2015 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ●自然公園法施行規則 改正 ●水銀による環境の汚染の防止に関する法律 公布 ●大気汚染防止法 改正 ●気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21) 開催、パリ協定 採択 	<ul style="list-style-type: none"> ●微小粒子状物質(PM2.5)に係る注意喚起要綱 改正 ●埼玉県環境影響評価条例 改正 ●第 8 次埼玉県廃棄物処理基本計画 策定
平成 28 年度 (2016 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ●地球温暖化対策計画 閣議決定 ●地球温暖化対策の推進に関する法律 改正 ●ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 改正 	<ul style="list-style-type: none"> ●県立自然公園条例施行規則 改正 ●第 8 期埼玉県分別収集促進計画 策定 ●埼玉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画 改定 ●環境基本計画(第 4 次) 見直し ●埼玉県災害廃棄物処理指針 策定 ●第 2 次埼玉県広域緑地計画 策定
平成 29 年度 (2017 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ●土壌汚染対策法 改正 ●廃棄物の処理及び清掃に関する法律 改正 	<ul style="list-style-type: none"> ●埼玉県生物多様性保全戦略 策定 ●化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画(第 7 次) 策定
平成 30 年度 (2018 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ●第五次環境基本計画 閣議決定 ●気候変動適応法 公布 ●気候変動適応計画 閣議決定 	
令和元年度 (2019 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ●食品ロスの削減の推進に関する法律 公布 ●浄化槽法 改正 ●環境影響評価法施行令 改正 	<ul style="list-style-type: none"> ●第 9 期埼玉県分別収集促進計画 策定 ●埼玉県地球温暖化対策実行計画(第 2 期)(区域施策編) 策定
令和 2 年度 (2020 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ●2050 年カーボンニュートラル 宣言 ●水循環基本計画 閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ●第 9 次埼玉県廃棄物処理基本計画 策定
令和 3 年度 (2021 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ●地球温暖化対策の推進に関する法律 改正 ●地球温暖化対策計画 閣議決定 ●第 6 次エネルギー基本計画 閣議決定 ●気候変動枠組条約第 26 回締約国会議(COP26) 開催 	<ul style="list-style-type: none"> ●環境基本計画(第 5 次) 策定 ●埼玉県地球温暖化対策実行計画(第 3 期)(事務事業編) 策定

＜本市における取組＞

本市においても、国や埼玉県と同様に、新たな関連計画等を策定し、環境問題への取組や本市の環境をより良いものとする施策を進めています。

その中でも、本市では平成 19 年度（2007 年度）に前計画を策定し、平成 20 年度の「本庄市環境宣言」に基づき、「本庄市環境マネジメントシステム^{*}」を構築及び運用しています。

「本庄市環境マネジメントシステム^{*}」では、環境配慮、環境経営等の視点から環境に対する具体的な取組を定め、PDCA サイクル^{*}による継続的な取組の推進により、本市の事務事業で生じる環境への負荷を低減させることを目的としています。

本市における環境行政の動向

年度	市の動き
平成 19 年度 (2007 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ●本庄市総合振興計画(基本構想・前期基本計画) 策定 ●本庄市環境基本計画 策定 ●本庄市分別収集計画 改定 ●本庄市地球温暖化対策実行計画 策定
平成 20 年度 (2008 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ●本庄市環境宣言 ●環境マネジメントシステムを本市独自の規格に移行
平成 21 年度 (2009 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ●本庄市一般廃棄物処理基本計画 策定
平成 22 年度 (2010 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ●本庄市分別収集計画 改定
平成 23 年度 (2011 年度)	
平成 24 年度 (2012 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ●埼玉エコタウンプロジェクトのモデル市に選定 ●本庄市エコタウン基本計画・実施計画 策定 ●本庄市総合振興計画(後期基本計画) 策定 ●本庄市都市計画マスタープラン 策定
平成 25 年度 (2013 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ●本庄市分別収集計画 改定 ●本庄市一般廃棄物処理基本計画 策定
平成 26 年度 (2014 年度)	
平成 27 年度 (2015 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ●本庄市環境保全条例 改正
平成 28 年度 (2016 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ●本庄市分別収集計画 改定
平成 29 年度 (2017 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ●本庄市総合振興計画(基本構想・前期基本計画) 策定 ●本庄市環境基本計画 策定 ●本庄市地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 策定
平成 30 年度 (2018 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ●本庄市一般廃棄物処理基本計画 策定 ●本庄市災害廃棄物処理計画 策定 ●本庄市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン 制定
令和元年度 (2019 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ●本庄市地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 改定 ●本庄市分別収集計画 改定
令和 2 年度 (2020 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ●本庄市環境保全条例 改正
令和 3 年度 (2021 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ●本庄市ゼロカーボンシティ宣言 ●電気自動車を活用した SDGs 連携協定 締結

本庄市環境マネジメントシステムにおける目標

部門	目標
環境活動 (エコアクション)	(視点)事務事業、施設・学校において環境への配慮がなされているか
	本庁舎及び支所、各施設における事務活動での省エネ・省資源、ごみの適正処理・減量・リサイクル※、グリーン購入※などを実施し、関係法令を遵守します。
	公民館、図書館など市民が利用する施設での省エネ・省資源、ごみの適正処理・減量・リサイクル※、グリーン購入※などを実施し、関係法令を遵守します。
	小・中学校における児童・生徒の教育活動での省エネ・省資源、ごみの適正処理・減量・リサイクル※、グリーン購入※などを実施し、関係法令を遵守します。
	公用車使用による環境影響を抑制します。
	庁舎・施設内に常駐・常在する業者等への環境配慮の指導・要請を実施します。
	庁舎・施設へ出入りする業者への環境配慮の協力要請を実施します。
	各課・施設で独自の環境目標を設定し、環境負荷の低減を目指します。
	すべての児童・生徒が環境に関する教育を受けます。
	各小・中学校で環境方針を策定し、環境負荷の低減を目指します。
	省エネ法(エネルギーの使用の合理化等に関する法律)に基づくエネルギー管理を行います。
	「本庄市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」における温室効果ガス※の削減目標を目指します。
	(電気使用量、施設燃料使用量、LP ガス使用量、都市ガス使用量、ガソリン車両(LPG 車両を含む)による燃料使用量、軽油車両による燃料使用量)
環境経営 (エコマネジメント)	本庁舎及び支所、各施設における水使用量を削減します。
	「本庄市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」における削減目標を目指します。(ごみ排出量、紙の使用量)
	(視点)環境を意識した行政経営がなされているか
	環境に対する運営方針を定め、職員がこれを認識、理解します。
	事務事業に伴う環境への内容を配慮し、職員がこれを認識、理解します。
	組織や個人が環境に関する目標について認識し、実践します。
	環境への取組に関する組織体制と責任を明確にします。
	環境に関する法令を遵守し、適正な施設管理等を行います。
環境自治 (エコガバナンス)	環境設備の緊急事態への準備及び対応を明確にします。
	すべての職員が環境に関する教育を定期的に受けます。
	事務事業に伴う環境負荷の発生量を定量的・定期的に把握します。
	環境配慮行動の実施状況を定期的に把握します
	(視点)政策・事業内容やその途中経過が公開されているか
環境に関する取組の基本指針を公開・提供します。	
環境に関する目標の達成状況に関する情報を定期的に公開・提供します。	
環境に関する計画を公開・提供します。	
環境を保全・改善する施策・事業について、その内容を公開・提供する仕組みを作ります。	
環境に負荷をかける事業等について、その内容を公開・提供する仕組みを作ります。	

2. 計画の目的

本計画は、環境基本条例で掲げる基本理念の具体化に向けて、環境に関する長期的な目標（目指す環境像）を明らかにするとともに、施策の方向性を示すことにより、市、市民及び事業者が一体となって、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

3. 計画の対象範囲

(1) 主体

本計画に示す環境の保全及び創造に関する施策を推進するためには、市、市民及び事業者の各主体が、以下に示す役割に応じて、環境に配慮した行動を実践していくことが必要となります。

各主体に求められる主な役割

主体	主な役割
市	施設の整備等の事業や日常の業務を行うにあたり、環境配慮に努めることはもとより、市民・事業者が主体的に取り組む地域の環境活動を支援し、各主体間の協力を促進するとともに、地域の状況に応じた環境施策を積極的に推進します。
市民	市民一人一人が、人と環境との関わりについて理解を深め、日常生活の中で環境への配慮を、できることから実践するとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する活動へ積極的に参加します。
事業者	事業活動において、法令に定められた事項を遵守するほか、廃棄物の減量化、再生資源の積極的な利用等、環境への負荷の低減に努めるとともに、環境活動へ積極的に参加します。

(2) 環境問題

本計画の対象とする環境問題は、私たちの生活の上で身近な自然環境や生活環境をはじめ、本市の枠組みを超える地球環境問題まで幅広く捉えます。

●地球環境

地球温暖化、エネルギーなど

●循環型社会

廃棄物など

●自然環境・快適環境

動植物、森林、農地、道路整備、歴史的文化財、まちの美化など

●生活環境

水質汚濁、大気汚染、有害化学物質※、騒音・振動、土壌汚染、悪臭など

●市民・事業者との協働

環境教育・環境学習、環境情報、環境保全活動、広域的な連携など

(3) 位置・区域

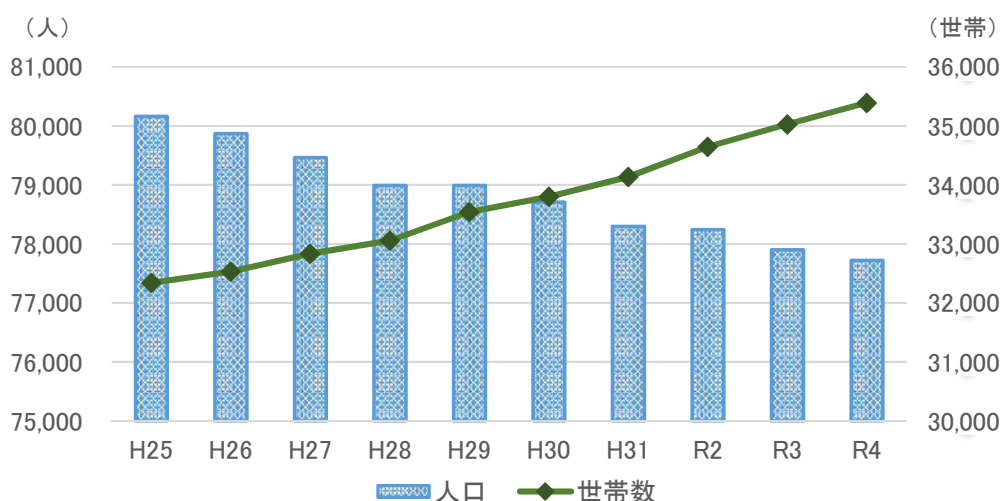
本市は、東京から80 km圏、埼玉県北西に位置しており、東は深谷市、西は上里町・神川町、南は美里町・長瀬町・皆野町、北は利根川を挟んで群馬県伊勢崎市に隣接しています。気候は夏に雨量が多く、冬に少ない東日本型気候であり、水と緑豊かな自然環境に恵まれた地域です。

本計画は、市全域の89,69km²を対象区域としますが、地球環境分野をはじめ、本市のみでは解決できない問題に対しては、広域的に捉えて、周辺市町や埼玉県、国と連携し取組を進めます。

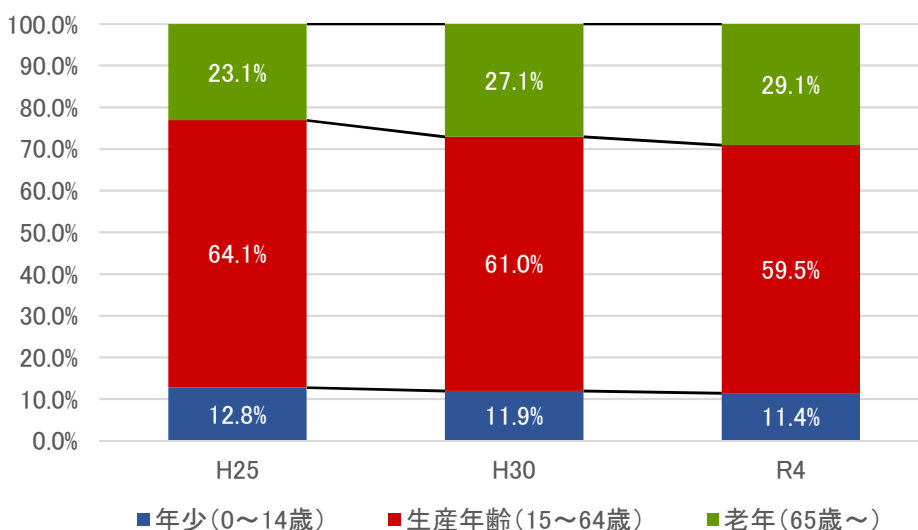
(4) 人口・世帯

本計画では全市民を対象とします。

本市の現状として、令和4年(2022年)1月1日における人口は77,720人、世帯数は35,393世帯でした。本市の人口は減少傾向にあり、年齢別人口割合は年少・生産年齢ともに減少する一方、老年は増加傾向にあることから、国と同様、本市でも人口減少及び高齢化が進行していると考えられます。



人口・世帯数の推移

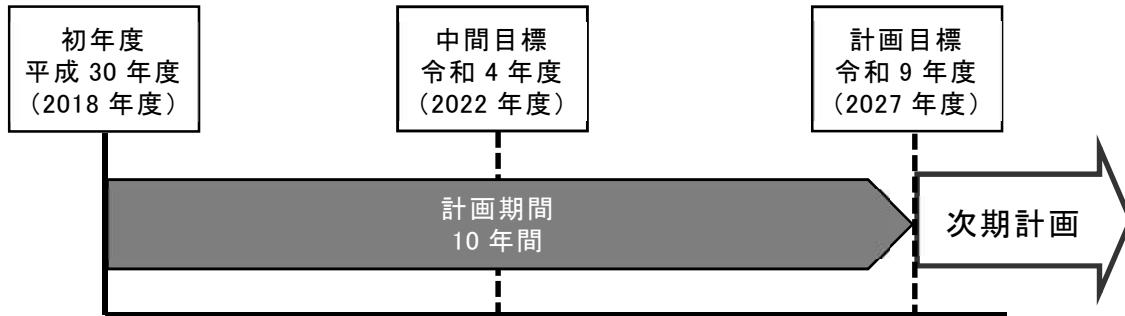


年齢別人口割合の推移

4. 計画の目標年度

本計画の目標年度は令和 9 年度（2027 年度）とし、平成 30 年度（2018 年度）から令和 9 年度（2027 年度）までの 10 年間を計画期間とします。

中間目標年度である令和 4 年度（2022 年度）に各施策の進捗状況等を点検の上、計画内容の見直しを行いました。



5. 計画の位置づけ

本計画は、環境基本条例の基本理念を踏まえ、本庄市総合振興計画等との整合を図りつつ、目指す環境像の実現に向けて、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための中心に位置づけます。

